

年金受給者のための 所得税等確定申告事前相談会

公的年金等受給者で所得税等の確定申告が必要な人を対象に、確定申告の事前相談会を開催します。詳しくは、津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

とき(2月) 9:30~11:30、13:30~15:30	ところ
4日(火)	久居公民館
5日(水)	白山公民館
6日(木)・7日(金)	市河芸庁舎
12日(水)・13日(木)・14日(金) ※9:15~11:15、13:30~15:30	三重県教育文化会館 本館5階

※久居公民館・三重県教育文化会館は駐車場が少ないため、公共交通機関をご利用ください。

公的年金等の収入金額が400万円以下の人の申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税等の確定申告書を提出する必要はありません。この場合でも、所得税等が還付になる人は、確定申告書が提出できます。確定申告書を提出しない場合は、市民税・県民税の申告をしてください。また、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除内容に変更や追加がある場合は、市民税・県民税の申告が必要です。

上場株式等に係る配当所得等の申告

上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において総合課税または申告分離課税を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書または市民税・県民税の申告書を提出する必要があります。なお、上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書とは別に市民税・県民税の申告書を提出する必要があります。また上場株式等に係る配当所得等について申告すると、国民健康保険料等の算定に反映されることがあります。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の記載について

所得税や市民税・県民税の申告書の提出の際には、次の2つが必要です。

- マイナンバー(12桁)の記載
 - 本人確認書類の提示または写しの添付
- ※詳しくは、市民課マイナンバー担当(☎229-3198)へお問い合わせください。

住宅を取得等した人のための 所得税等確定申告事前相談会

と き 2月13日(木)・14日(金)9時15分~11時15分、13時30分~15時30分

ところ 三重県教育文化会館本館5階

対象 2019年中に家屋の新築または新築住宅を取得した人で、次に該当する人

- 住宅取得後6カ月以内に入居し、令和元年末まで引き続き居住
- 家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上
- 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住用
- 2019年分の合計所得金額が3,000万円以下
- 金融機関等の住宅ローン(償還期間10年以上)を利用

※詳しくは津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

市民税・県民税の申告

令和2年1月1日に居住していた市区町村で申告してください。また、確定申告が不要でも市民税・県民税の申告が必要な人もいます。詳しくは次ページをご覧ください。

申告書は郵送でも提出できるので、必要事項を記入し、封筒に切手を貼って市民税課へ郵送してください。申告期限は3月16日(月)までです。その際、所得や控除の証明となる資料を必ず同封してください。

便利な「確定申告書等作成コーナー」

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンで所得税の確定申告書を誰でも簡単に作成することができます。

平成31年1月からは、マイナンバーカードやICカードリーダーがない人も「ID」と「パスワード」(税務署で事前に手続きが必要)を使用してe-Tax(電子申告)で確定申告ができるようになりました。e-Taxで確定申告すると、「書面で提出した場合より還付金を早く受け取れる」「本人確認書類の提示または写しの添付が不要」などたくさんのメリットがあります。

申告や納税に関する問い合わせ

申告や納税に関する相談や問い合わせについては、津税務署(☎228-3131)へ電話すると自動音声で案内しています。相談内容に応じて該当する番号を選択してください。